

ふるさと石川の環境を守り育てる条例

要約版

石 川 県

新条例の前提となる現状認識

地球温暖化問題等、今直面している環境課題は、人間社会のあらゆる活動に起因するものであり、すべての主体の一致した行動と多様な手法による対応とが求められている。

一方で、廃棄物の不法投棄など、特定の行為者によって環境の保全に著しい支障が生じている例が後を絶たず、こうした行為については厳しい規制が求められている。

新条例の目指すところ

- ・循環を基調とする持続可能な社会
- ・自然と人とが共生する社会

新条例のポイント

分野ごとに定められている条例を総合化してわかりやすくするとともに、行動計画として環境総合計画を策定し、循環的手法により、条例の目指すところの達成を図る。

各主体の役割分担を明確にするとともに、それらの協働のもとで、これから取り組んでいくべき事項を明らかにする。

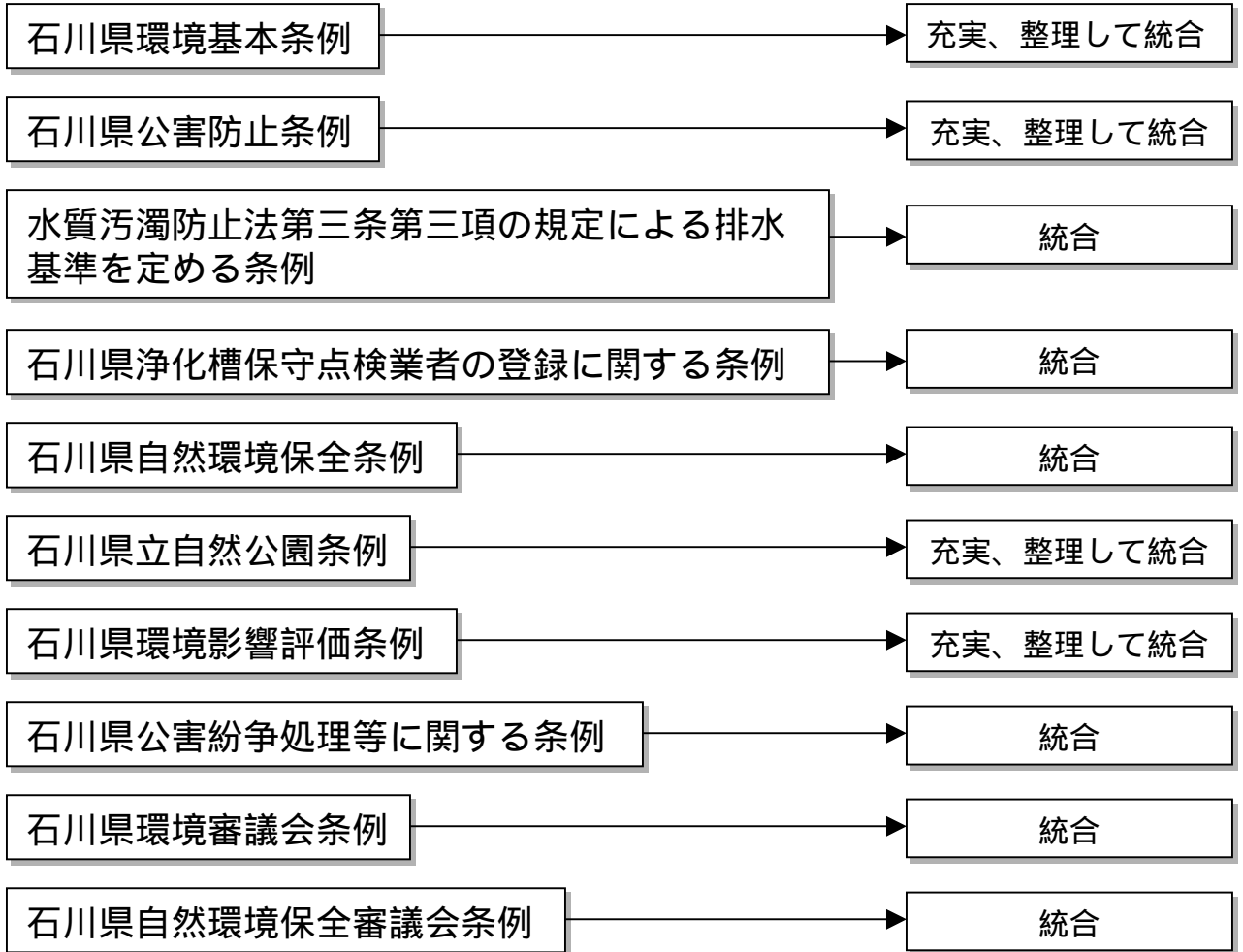
特定の行為者による不適正な行為については、法令の不十分な点を補完した新たなルールを設定する。

新条例の総合化の考え方

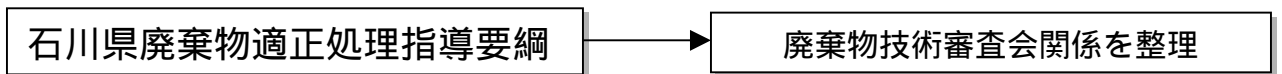
現行の環境関連の10条例を充実、整理、統合したものを基本骨格とし、現行の環境関連1要綱、4計画に盛り込まれた事項の一部を条例化し、これからの環境課題に対応するために必要となる新たな事項を盛り込む。

旧条例等と新条例の関係

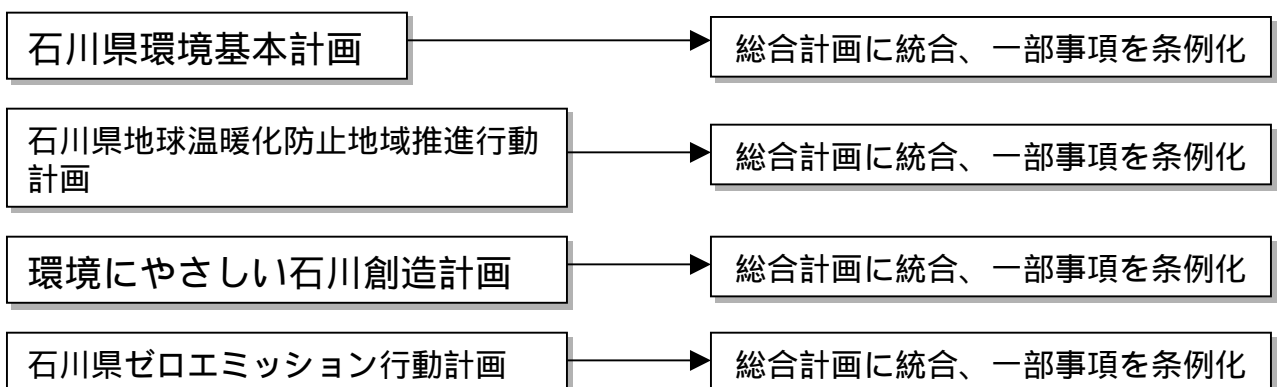
【旧10条例】



【現行の1要綱】



【現行の4計画】

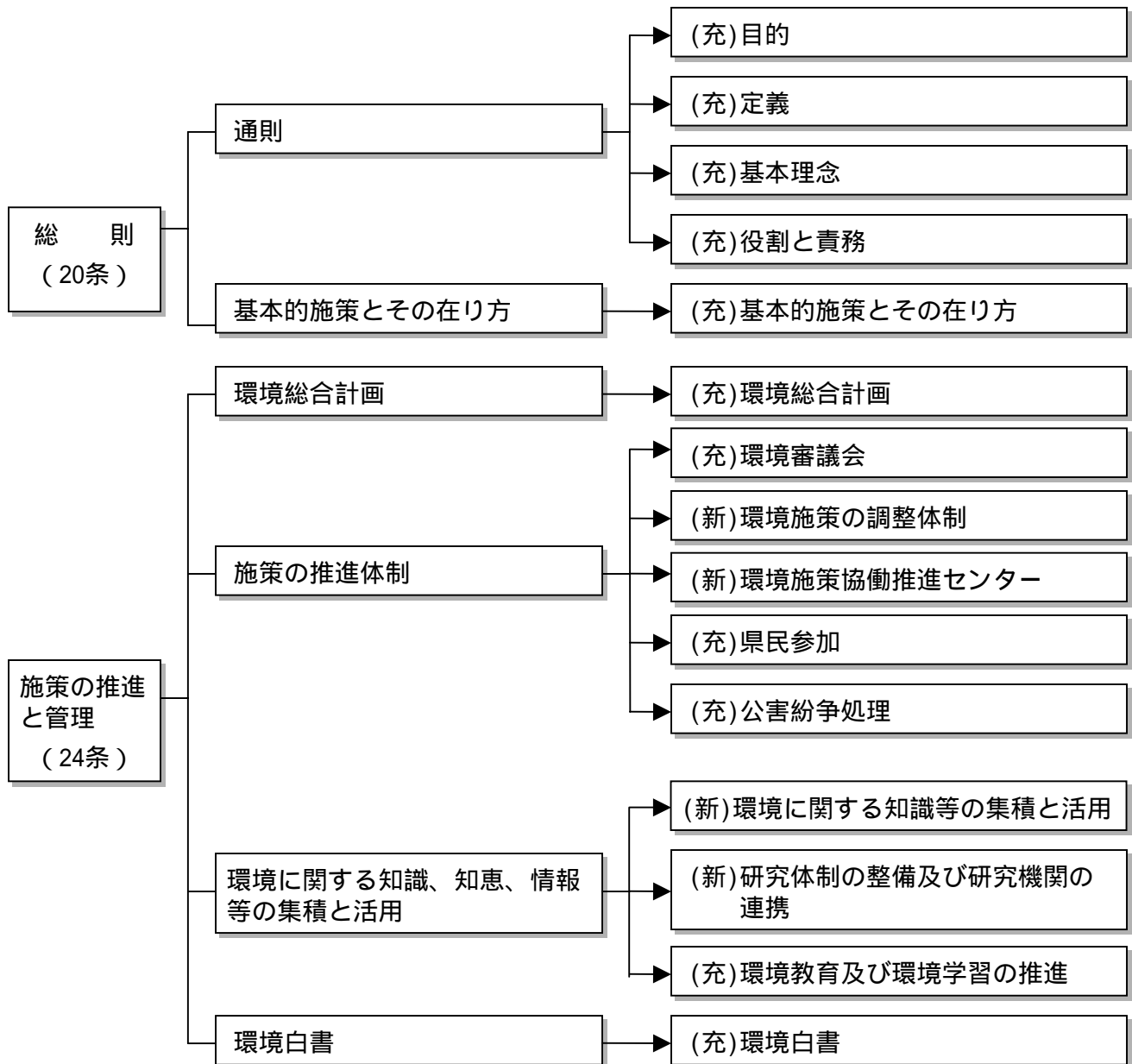


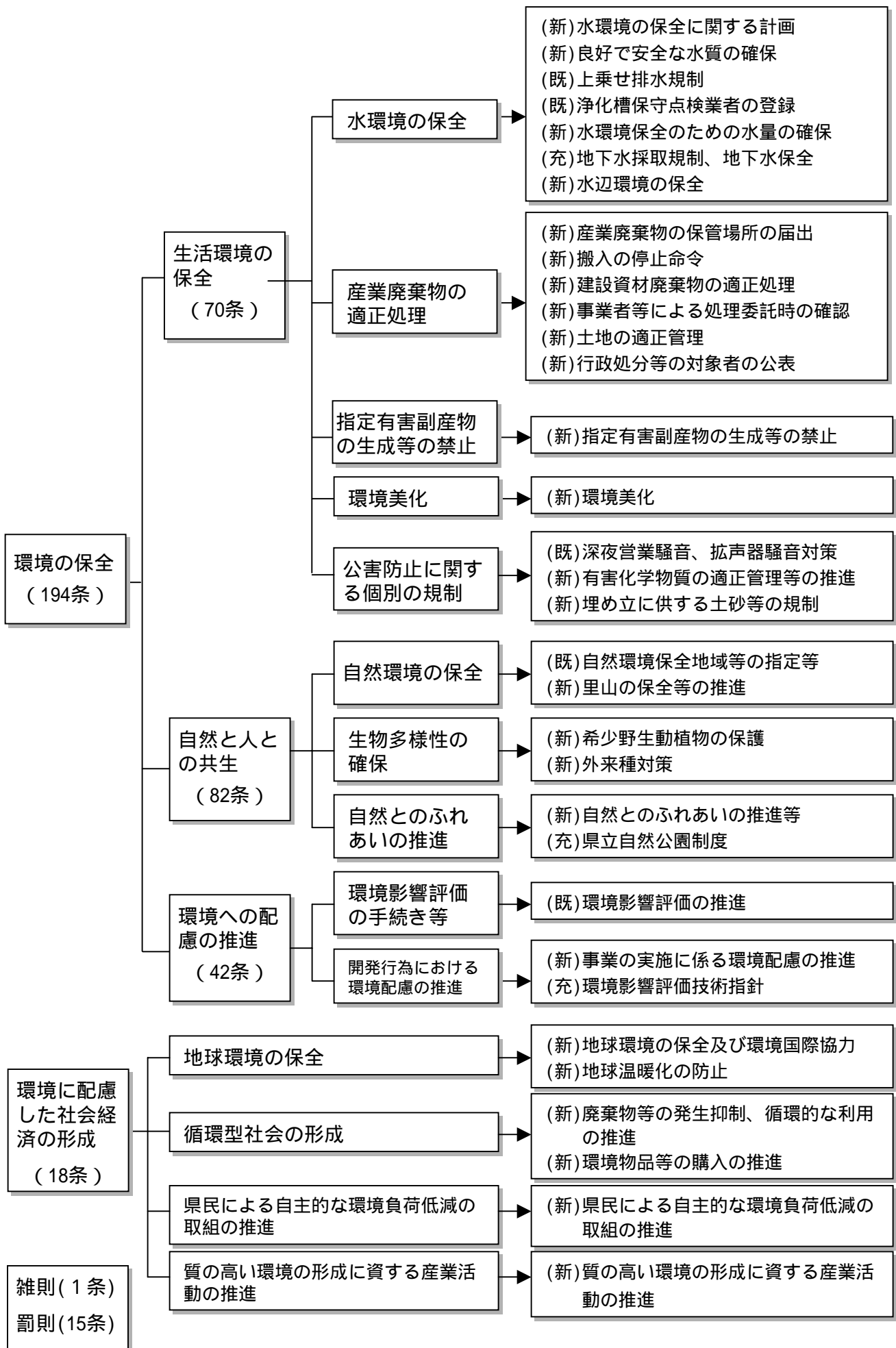
新条例の構成

総条文数 272条

〔 内 新規条文数 117条
 " 改正条文数 60条
 " 既存条文数 95条 〕

前 文





前 文

私たちは、今、様々な環境問題に直面している。

廃棄物の処理、生物多様性の維持への懸念、地球温暖化やオゾン層の破壊など生活環境、自然環境そして地球環境の問題などである。それらは、私たちが手に入れた、物の豊かさや生活の利便性と表裏の関係にあって、社会の様々な分野での生産活動やサービス活動と個人一人ひとりの行動とが相互に関連しつつ起こっている。

したがって、こうした問題に対応して、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会、自然と人とが共生する社会を構築していくためには、まず、行政を含むすべての事業者や県民一人ひとりが、事業活動の在り方や日常生活の在り方を絶えず見直し、環境に配慮された質の高いものとなるよう努力することが強く求められるものである。

その際、具体的な行動に当たっては、県民、事業者、行政のそれぞれが果たすべき役割と責務を、互いに正しく認識した上で、協働していく必要がある。また、様々な環境保全への活動が、有機的かつ効果的に実施される仕組みを工夫するとともに、その手法も、環境に関するあらゆる知識及び知恵を結集し、動員しながら多様な試みを積極的に行っていくことが求められる。

そして、何よりも大切なことは、すべての主体が一致して、ふるさと石川の環境を守り育てるという決意を持って、道のりは長くとも、日々たゆみない努力を積み重ねていくことである。

白山に連なる山並みや日本海にのびる海岸線、生命と産業を支えてきた水の流れ、厳しくとも美しい四季の変化が石川県にはあり、こうした自然環境の下で、この石川の地に個性豊かな歴史・文化が育まれてきた。このような本県の特色ある環境を守り育てていくことが、地域の個性がさらに磨かれ、生活、文化そして産業に、より厚みや深みがもたらされることにつながるものとする。

ここに、県民の福祉の向上を目指し、また、これからの地球時代にあっても、この地に住む人々が、地域の個性を生かしながら心豊かに活動できるよう、ふるさと石川の環境を守り育てるため、この条例を制定する。

目的と理念

条例が目指すのは、

循環を基調とする持続可能な社会

自然と人とが共生する社会

条例のポイントは、

総合体制

協働のもとでの取組み

新たなルールの明示

目的（第1条）

この条例の目的は、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保と福祉向上に寄与することであり、具体的には次のことを定めることです。

- 1 基本理念
- 2 県民、事業者、県の役割及び責務並びに協働の在り方
- 3 施策の在り方
生活環境の保全、自然と人との共生、環境影響評価の推進、環境への負荷の低減
- 4 施策を総合的、計画的に推進するための体制及び管理の方法

基本理念（第3条）

この条例の基本理念は、次の3点です。

- 1 環境の保全は、
環境への負荷の少ない、循環を基調とする持続可能な社会を構築し、
自然と人との共生が将来にわたって確保され、
広く県民がその恵みを楽しむとともに、
将来の県民に継承していくこと、
を目的として行われなければならないこと。
- 2 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならないこと。
- 3 環境の保全は、環境に関する知識、知恵、情報等を結集して行われなければならないこと。

役割分担と協働

石川の環境を守り育てていくために、県民、事業者、行政等の役割を明確にしたうえで、協働して取り組みます。

県は、環境保全のために次のことを行います。

県の役割と責務（第4条）

環境の保全に関する施策の総合的な計画を策定し、実施すること。

環境に関する知識等を収集、学習、活用し、環境教育を推進すること。

施策の実施に伴って生ずる、廃棄物、ばい煙、汚水等を適正に処理すること。

温室効果ガス及び廃棄物の排出を抑制し、省エネルギー、省資源による環境への負荷を低減すること。

自然環境を保全すること。

環境に配慮した製品を購入し、再生資源を活用する等、資源を循環的に利用すること。

県民、事業者、民間団体、市町村が行う環境保全活動を支援すること。

施策の実施にあたって、国及び他の地方公共団体との連絡調整を行うこと。

県民、事業者、環境保全活動団体、大学及び研究機関、市町村には、次のことを求めています。

県民の役割と責務（第5条）

環境に関する知識等を収集、学習し、活用すること。

温室効果ガス及び廃棄物の排出を抑制し、省エネルギーや省資源に努めること。

自然環境を保全すること。

廃棄物を分別し、環境に配慮した製品を購入する等、資源を循環的に利用すること。

公共団体や民間団体等が行う環境保全活動へ参加すること。

事業者の役割と責務（第6条）

環境に関する知識等を収集し、学習し、活用すること。

事業にともなう環境影響を把握し、環境負荷を低減すること。

廃棄物、ばい煙、汚水等を適正に処理し、公害の防止に努めること。

温室効果ガス及び廃棄物の排出を抑制し、省エネルギーや省資源に努めること。

自然環境を保全すること。

再生資源等環境への負荷の低減に資する原材料や役務等を利用すること。

公共団体や民間団体等が行う環境保全活動へ参加すること。

環境保全活動団体の役割（第7条）

主体的、計画的に活動を実施し、その活動を通じて地域づくりに寄与すること。

大学及び研究機関の役割（第8条）

研究成果等の環境に関する知識等が県民、事業者、民間団体の環境保全活動の推進に活用されるよう普及啓発等を行うこと。

市町村の協力（第9条）

市町村は、県、県民、事業者等と協働して環境保全を推進する等協力すること。

県民等の協働（第10条）

県、県民、事業者、民間団体、大学及び研究機関、市町村は、それぞれの役割を理解し、協働して環境保全に取り組むこと。

県の役割を果たすための基本的施策

県は、県の役割を果たすための施策を、次の基本方針と考え方のもとに行います。

施策の基本方針（第11条）

- 1 大気、水、土壌等を良い状態に保ち、廃棄物処理対策を進めて、県民の健康を守り、生活環境や自然環境を保全します。
- 2 生物の多様性を守り、自然とのふれあいが進むようにし、森林や農地や水辺地等を保全することによって自然と人とが共生できるようにします。
- 3 温室効果ガスの排出を抑え、資源が循環的に利用されるなど、環境に配慮した産業活動や日常生活が進むようにし、持続可能な社会経済を形成します。

県の施策の実施等に当たっての配慮等（第12条）

施策を行うときは、環境への負荷を最小限にするようにします。

施策の推進等の体制整備（第13条）

施策が十分に効果を発揮するための体制を整備します。

環境の保全に関する施設の整備等（第14条）

- 1 下水道など環境保全のための公共的施設を整備します。
- 2 森林整備など環境保全のための事業を進めます。
- 3 公園、緑地や自然環境を整備し、健全な利用のための事業を進めます。
- 4 地域の特性を生かした良好な景観や歴史的・文化的な環境を保全し、創造します。

環境に関する知識等の集積等（第15条）

環境に関する知識等を集め、環境研究や環境教育が進むようにします。

財政上の措置（第16条）

施策を進めるために必要な財政上の措置を講じます。

規制措置（第17条）

環境保全に支障を及ぼすおそれのある行為に対しては、必要な規制を行います。

誘導的措置（第18条）

県民、事業者及び民間団体等の自主的な環境保全のための活動が進むように誘導します。

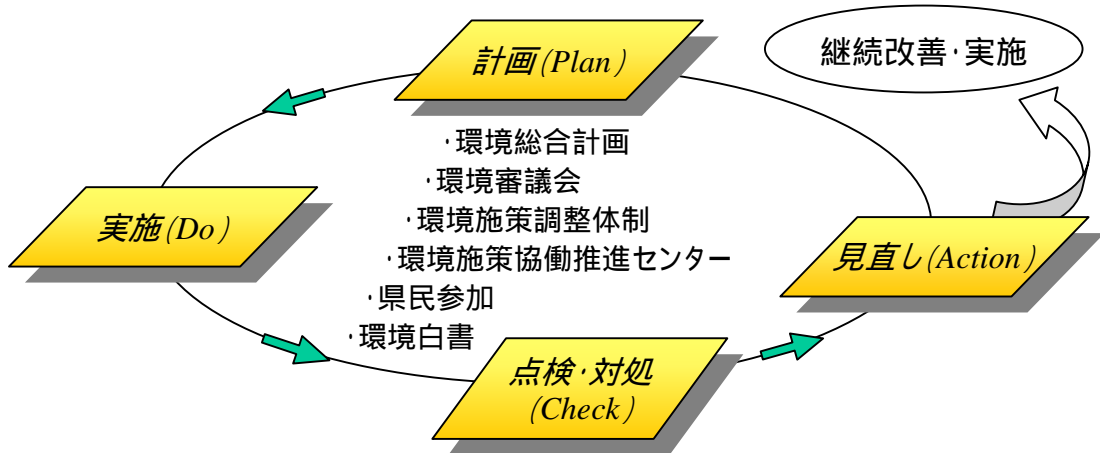
公害に係る紛争の処理（第19条）

事業の実施に係る環境への配慮の推進（第20条）

事業者が事業を実施するときに環境への配慮を自ら行うことを進めます。

総合体制を整備します

施策目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていく総合体制（PDCAサイクル）によって、新条例の施策を着実に進めていきます。



環境総合計画（第21条）

- 1 県は、施策及びその目標を盛り込んだ行動計画である環境総合計画を策定します。
- 2 環境総合計画を策定するときには、環境審議会の意見を聴き、県民の意見を反映します。
- 3 環境総合計画の実施状況を毎年調査、公表し、計画をおおむね5年ごとに見直します。

環境審議会（第22条～第30条）

環境審議会は、環境保全に関する基本的事項を調査審議するとともに、環境総合計画の実施状況及びその評価に関して意見を述べます。

環境施策の調全体制（第31条）

県は、環境施策を総合的、効果的に推進するため、部局横断の推進体制を整備します。

環境施策協働推進センター（第32条）

県は、県、県民、事業者、民間団体が協働して環境保全活動を行うために設立された法人を環境施策協働推進センターとして指定します。

県民参加（第33条）

県は、県民参加により推進していくことが効果的と認められる施策について、県民が企画及び実施に参加できるようにします。

公害紛争処理（第34条～第40条）

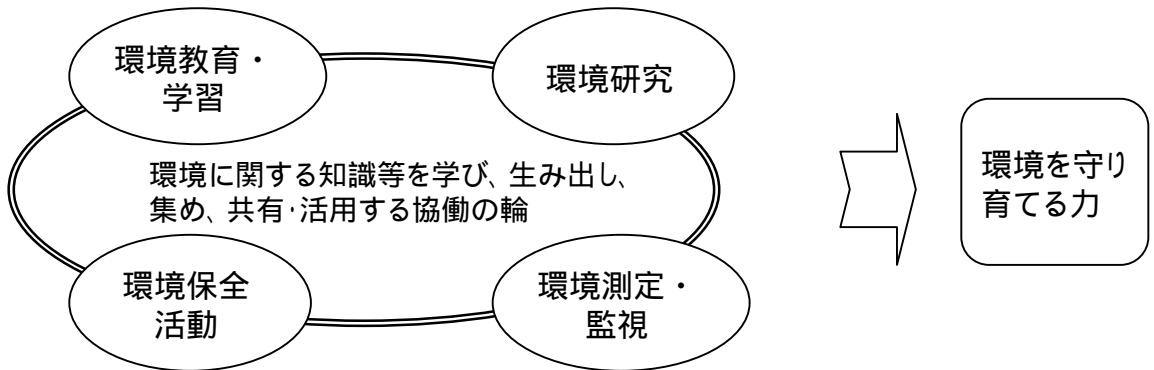
環境白書（第44条）

県は毎年、環境の状況、環境保全施策及びその評価について、環境白書を作成、公表します。

協働して行う取組み(1)

環境の知的資産を集積し、活用できるようにします

県民等の協働により、環境を学習し、環境の知識等を集め、環境研究を進め、ふるさと石川の環境を守り育てる力を創り出します。



環境に関する知識等の集積と活用（第41条）

- 1 県は、県民、事業者、環境保全活動団体、研究機関等と連携して、環境に関する知識等を集積し、活用し、継承します。
- 2 県は、環境汚染物質の濃度や量、動植物の生態、景観の変化等を計画的に把握、監視します。
- 3 県民、事業者及び環境保全活動団体は、日常生活や事業活動の中で得た知識等を蓄積し、環境保全活動に活用し、承継するよう努めます。

研究体制の整備及び研究機関の連携（第42条）

県は、環境政策等に関する研究を推進するとともに、大学等、研究機関、環境保全活動団体等の連携を進めるようにします。

環境教育及び環境学習の推進（第43条）

- 1 県は、学校等や家庭、地域で環境教育や環境学習が進められるようにします。
- 2 学校では、幼児、児童、生徒、学生に、その発達段階に応じた環境教育を行います。
- 3 県民、事業者、環境保全活動団体は、学校での環境教育や環境学習に協力します。
- 4 県民は、県、市町村、環境保全活動団体が行う環境教育活動に参加します。
- 5 事業者は、従業員が計画的に環境学習を行えるようにします。
- 7 事業者は、学校等及び地域での環境教育及び環境学習活動に協力します。
- 8 県は、環境教育を実施するために必要な人材を育成します。

協働して行う取組み(2)

水環境を守ります

県民等の協働により、石川県の財産である水環境を水質浄化、水量の確保、良好な水辺環境の観点から体系的に守ります。

水環境の保全に関する計画（第45条）

環境総合計画に、流域全体として捉えた水環境の保全に関する計画を盛り込みます。

良好で安全な水質の確保（第46条）

県は、川や湖沼や海の良好な水質を確保するために次のことを行います。

生活排水をきれいにするについて県民の理解を深めます。

工場や事業場からの排水を良好に保ち、地下水が汚染されないよう指導に努めます。

農薬や肥料が適正に使われ、家畜の排泄物が適正に処理されるよう指導に努めます。

水質の浄化に関する調査研究を進めます。

水道水の水源の水質保全に努めます。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準（第47条）

工場又は事業場からの排水について、法律より厳しい排水基準を定めます。

浄化槽保守点検業者の登録等（第48条～第62条）

浄化槽の保守点検業の登録手続き等を定め、浄化槽からの排水が適正に保たれるようにします。

健全な水循環を保持するための水量の確保（第63条）

県は、森林の整備、ダム、ため池等の保全、地下水の適正な利用の促進、節水の促進、下水処理水の再利用、雨雪水の有効利用など様々な方法で、水が自然の中でうまく循環し、繰り返し利用できるようにします。

地盤沈下地域における規制（第64条～第76条）

地下水の汲み上げを規制するなどし、地下水が過剰に採取されないようにします。

地下水の保全等（第77条～第81条）

一定量以上の地下水を採取している者（吐き出し口面積50cm²以上）は、県に地下水の採取量を報告しなければならないこととします。

一定量以上の地下水を利用する者（年間総採取量40万m³超）は、県に地下水使用合理化計画を提出しなければならないこととします。

水辺環境の保全（第82条）

県は、水辺が持つ自然浄化作用や生物の生息・生育地としての機能並びに県民の親水空間としての機能を維持増進するため、海、河川、湖沼、ため池などの水辺の環境を保全します。

新たなルール of 明示(1)

産業廃棄物の適正処理を進めます

産業廃棄物の適正処理を進めるための新たなルールを設けます。

産業廃棄物の適正処理に関するルールの網

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物処理業者
(産業廃棄物処理施設)

排出事業者
(委託、保管基準)



ふるさと石川の環境を守り育てる条例

土地所有者の
管理責任

排出事業者自身による
適正処理

元請業者の管理
指導責任

廃棄物処理法を補完し、排出事業者等の責任を強化するルールを設けます。

産業廃棄物の保管場所の届出 (第85条)

産業廃棄物を排出事業者自ら、一定面積以上の保管場所で保管しようとする者は、その保管場所の使用内容等や保管及び処理に関する計画を県に届出なければならないこととし、産業廃棄物が不法に堆積されないための指導がしやすいようにします。

搬入の停止命令 (第86条)

県は、産業廃棄物及びその疑いのある物が適正な処理が困難になるくらいに搬入されていると認めるときは、一時的に搬入停止を命ずることができることにします。

建設資材廃棄物の適正処理 (第87条)

建設資材廃棄物が適正に処理されるよう、元請業者は、下請業者の指導監督に努めなければならないこととします。

事業者等が処理を委託する場合における確認 (第88条)

事業者等が産業廃棄物の処分等を委託しようとするときは、委託先の処理業者が適正に処理する能力を備えていることの確認に努めなければならないこととします。

土地の適正管理 (第89条)

土地所有者等は、土地を他人に使用させる場合、産業廃棄物の不適正な処理が行われぬように土地の使用状況を確認し、不適正な処理を知ったときは、県に報告しなければならないこととします。

指定有害副産物(硫酸ピッチ)の生成、保管は原則禁止するルールを設けます。

生成及び保管の禁止 (第94条～第98条)

何人も、指定有害副産物(硫酸ピッチ)を、学術研究又は適正な事業活動を行う場合を除き、生成や保管してはならないこととします。

新たなルールの明示(2)

協働して行う取組み(3)

きめ細かく生活環境を守ります

県民等が協働して、うるおいのある生活環境づくりに努めます。また、有害化学物質の適正管理のための新たなルールを設けます。

散乱防止の推進（第99条～第101条）

- 1 すべての人は、むやみに空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻等を捨ててはいけないという原則を示します。
- 2 容器入り飲食料品等を販売する者が、その販売する場所に空き缶等を回収する設備を設けることや容器入り飲食料品等を製造又は販売する者が、消費者に対し、空き缶等の散乱防止に関する啓発に努めなければならないこととします。
- 3 観光事業者は観光客に対し、空き缶等の散乱防止に関する啓発に努めなければならないこととします。
- 4 県は、市町村と連携して、意識啓発、奉仕活動を行う団体の支援、環境美化運動を進めます。

修景への配慮（第102条）

- 1 県民、事業者は、花や緑の植栽など、修景に努めることとします。
- 2 県は、道路、公園、学校、庁舎等において、花や緑など、修景に努めます。

深夜営業騒音及び商業宣伝に係る拡声器騒音の規制（第103条～第109条）

飲食店営業等を営む者の深夜における音響機器の使用制限及び商業宣伝を目的とした拡声器の使用制限について定めます。

指定化学物質等の適正な管理（第111条）

指定化学物質取扱事業者は、指定化学物質の適正な管理に努めるとともに、事故等により指定化学物質が環境中に排出、浸透したこと等によって人の健康や生活環境へ被害を与えるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じなければならないこととします。

指定化学物質の使用量等の把握及び報告（第112条）

指定化学物質取扱事業者は、事業所ごとに、毎年度、その前年度の当該指定化学物質ごとの使用量及び製造量の把握を行い、県に報告しなければならないこととします。

埋立に供する土砂等の規制（第114条）

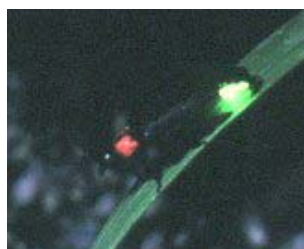
埋立てに供する土砂等については、有害物質を含まない、土壌基準を満たしたものに限りこととします。

協働して行う取組み(4)

新たなルールの明示(3)

自然と人との共生のための取組みを推進します

県民等が協働して、里山を保全・再生し、生物の多様性を確保し、自然とのふれあいの場と機会を増やしていきます。
また、これらの目的のため、最小限の新たなルールを設けます。



自然環境保全地域の指定等（第118条～第131条）

自然環境保全地域等の指定の手続き及び行為の規制等について定めます。

里山の保全等の推進（第132条～第139条）

- 1 県民、事業者、民間団体、土地所有者等は、拠点となる里山保全、再生及び活用に努めることとします。
- 2 県は、里山の保全、再生、活用のための活動を進めるため、里山の整備、人材の育成、情報提供などを行います。
- 3 里山の保全・再生活動を行う団体は、土地所有者等の間で、里山保全再生協定を締結したときは、その協定が適当である旨の県の認定を求めることができることとします。
- 4 県は、認定した里山保全再生協定を結んだ里山活動団体及び土地所有者等を支援します。

希少野生動植物種の保護（第140条～第155条）

- 1 県は、「石川県指定希少野生動植物種」を指定することができるとともに、指定希少野生動植物種の捕獲、採取、殺傷、損傷については、県の許可が必要です。
- 2 県は、希少野生動植物保護地区を指定することができるとともに、希少野生動植物保護地区内の工作物の新增設等の行為については、県の許可が必要です。
- 3 県は、必要があると認めるときは、保護整備事業計画を定め、具体的事業を行います。

外来種対策（第156条～第157条）

- 1 だれであっても、動植物で、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある外来種をむやみに放したり植えたりしてはいけないこととします。
- 2 県は、生態系への影響が特に著しい特定外来種の増殖を抑えるため、生息数や生息地等を減らすための施策を講じるよう努めます。

自然とのふれあいの推進（第158条～第159条）

県は、自然と県民とのふれあいを促進するため、次のことを行うよう努めます。

- 1 自然公園、自然園、森林公園、自然歩道等及び河川、海岸、池沼等の水辺地における、自然とのふれあいの場を確保すること。
- 2 市町村その他の関係団体との協働によって自然とのふれあいの機会を増やすこと。
- 3 自然体験の適切な指導ができる指導者等を養成し、資質の向上を図ること。

県立自然公園制度（第160条～第196条）

自然公園の指定の手続きや行為の規制等について定めるとともに、次のことを定めます。

- 1 物の集積や指定する動物の捕獲の規制等、特別地域における行為規制を追加します。
- 2 県は、県立自然公園において、利用調整地区を指定できることとします。
- 3 県は、県立自然公園において、自然の風景地の保護に資する活動等を行う法人を公園管理団体として指定できることとします。
- 4 地方公共団体又は公園管理団体は、土地所有者等と風景地保護協定を締結して、土地所有者等に代わり自然の風景地の管理を行うことができることとします。

新たなルールの明示(4)

さまざまな事業における環境配慮を進めます

環境影響評価を進めるとともに、環境影響評価の対象にならない事業についても環境配慮が進むようにします。

環境影響の把握と環境配慮の推進（第197条～第198条）

- 1 事業者は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を実施するに当たっては、環境汚染物質や廃棄物の排出量、騒音の発生、自然環境の改変状況等を事前に把握するよう努めるとともに、事業の実施に係る環境配慮に努めなければならないこととします。
- 2 県は、事業者の環境配慮を進めるための措置を講じます。

技術指針（第200条～第201条）

県は、環境影響評価の手続きにより事業者が実施した事後調査の結果を環境影響評価技術指針に反映させるよう努めます。

環境影響評価に関する手続き等（第202条～第238条）

環境影響評価の対象事業になる事業の環境影響評価の手続き等について定めます。

協働して行う取組み(5)

持続可能な社会経済への転換を進めます

「地球温暖化防止」と「循環型社会」というキーワードにより、県民、事業者、行政等あげて環境に配慮した事業活動やライフスタイルに転換し、将来にわたって安心して暮らしていける石川の環境を守り育てます。

地球環境の保全及び環境国際協力（第239条）

- 1 県は、国際機関、諸外国、国、他の地方公共団体及び民間団体等（以下「国際機関等」）と連携して、環日本海地域で、国境を越えて環境影響を及ぼす物について、監視、観測及び測定等を進めます。
- 2 県は、国際機関等と協力して、地球環境の保全に関する調査研究を進めます。
- 3 県は、地球環境の保全に関する人的及び技術的交流等国際協力の推進に努めます。

地球温暖化の防止（第240条～第246条）

- 1 すべての人は、省エネルギーに資する住宅及び住宅設備の整備、省エネ機器の積極的導入、フロン回収の推進など温室効果ガスの排出の抑制に努めることとします。
- 2 森林の整備等による二酸化炭素の吸収
 - (1) 県は、市町村と連携して、森林及び木材が持つ、二酸化炭素を吸収し、固定し、バイオマスを提供する機能（以下「地球温暖化防止機能」）が持続的に発揮できるよう森林を整備・保全し、県内の森林から生産される木材が活用されるための措置を講じます。
 - (2) 全ての人は、森林の地球温暖化防止機能の理解を深め、木材の利用に努めることとします。
- 3 燃料・電気等のエネルギー使用量の多い工場・事業場を設置する者は、温室効果ガスの排出の抑制に関する計画書を作成し、県に提出することとします。
- 4 省エネルギー基準が定められている乗用自動車、電気冷蔵庫等の特定機器を販売しようとする者は、それらを購入しようとする者に、省エネルギーに関する性能の説明を行うよう努めることとします。
- 5 自動車等を運転する者は、駐車の場合には、エンジンを停止するよう努めることとします。
- 6 全ての人は、自動車等を効率的に利用するとともに、公共交通機関や自転車への利用転換等に努めることとします。
- 7 新エネルギーの普及
県は、新エネルギーの普及及び自らの施設への新エネルギーの導入を進めます。



アスファルト合材に廃アスファルト及び下水道汚泥焼却灰を混合した、石川県リサイクル認定製品

廃棄物等の発生抑制、循環的な利用の推進（第247条～第249条）

- 1 県は、事業者、市町村及び県民と連携して、製品等が廃棄物等になることが抑制され、循環的な利用及び適正な処分が行われるよう、環境産業や優良事業者の育成、再生品の認定及び利用促進等の施策を実施します。
- 2 事業者は、原材料等が廃棄物等となることを抑制するとともに、原材料等が循環資源となった場合には、自ら循環的な利用を行い、若しくは循環的な利用が行われるよう必要な措置を講じ、そうでないものについては、適正な処分がなされるよう努めることとします。
- 3 県民は、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、有用な廃棄物の分別回収に協力するよう努めることとします。

環境物品等の購入の推進（第250条）

- 1 県は、事業者及び県民が、環境物品等を容易に選択できるよう、環境物品等に関する情報の提供等を行います。
- 2 県は、環境物品等の製造者、提供者、消費者が相互に情報交換ができるよう、機会の提供に努めます。
- 3 県は、自らが使用する環境物品等について調達方針を定め、その方針に従って物品等の調達を行います。

県民による自主的な環境負荷低減の取組みの推進（第251条）

- 1 県民は、家庭や地域で次のような、自主的な環境負荷低減に取り組むこととします。
 - (1) 家庭では、自ら、環境負荷低減の目標を定め、使用電力の節減等、環境負荷低減のための活動を実施し、その結果を評価し、改善することにより、継続的な環境負荷低減に努めることとします。
 - (2) 地域では、地縁団体を基本に、環境負荷低減の目標を掲げ、環境負荷低減のための取組みを行い、その結果を評価し、改善していくことで、継続的な環境負荷低減に努めることとします。
- 2 県は、市町村と連携して県民による家庭や地域での自主的な環境への負荷の低減の取組みが進むような措置を講じます。

協働して行う取組み(6)

環境に配慮した産業活動を進め、質の高い環境を創り出します

「地産地消」や「グリーンツーリズム」など環境保全に根ざした産業活動が進められることによって、石川の環境に深みと厚みが加わっていきます。

環境に配慮した産業活動の推進（第252条～第253条）

- 1 産業活動に従事する者は、環境に配慮した次に掲げる活動に努めることとします。
 - (1) 廃棄物の排出抑制や再生資源の積極的利用
 - (2) 資源やエネルギーの効率的利用
 - (3) 自らの事業活動によって生じる環境負荷の程度の評価
- 2 県は、産業活動における環境への負荷の低減を図るために次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業者に対する環境配慮事項の指導、周知等
 - (2) 環境への負荷の低減を図るための技術開発支援
 - (3) 事業者が自ら行う環境負荷の継続的な低減のための活動に対する支援

農林水産業における環境配慮（第254条～第256条）

- 1 県は、環境への負荷の低減に配慮した農林水産業の振興に努めるとともに、農林水産業が有している環境保全機能が適切かつ十分に発揮されるように、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 生態系、景観等との調和に配慮した生産基盤の整備
 - (2) 化学肥料や農薬等に過度に依存しない生産手法の開発
 - (3) 県内で生産される農林水産物を県内で消費する地産地消の推進
- 2 県は、県民が余暇を利用して行う旅行により農山漁村の自然及び文化とのふれあい、地域住民との交流等の活動を推進し、農山漁村が有する自然と人間との共生のための機能を充実させるための措置を講じます。
- 3 県は、農林水産物の生産、流通又は加工の過程において副次的に得られる物の循環的利用並びにエネルギー生産への活用が促進されるために必要な措置を講じます。

雑則（第257条）

規則への委任

罰則（第258条～第272条）